

ジェトロ環境社会配慮ガイドライン

2014年7月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

はじめに

ジェトロは、我が国の貿易・投資及び経済協力の促進を通じて、持続可能な社会づくりに寄与することを公的機関としての責務とし、この責務を果たすため、環境社会配慮の具体的内容と手続きを定めた「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」を含む「環境社会配慮の実施に関する規程」を制定し、2008年1月から施行しています。

上記ガイドラインは、同第Ⅰ部6. の「本ガイドライン施行後5年以内の包括的な検討を行って、必要に応じて改正を行う」との規定に基づき、2012年度～2013年度にかけて開催した環境社会配慮諮問委員会及び同委員会ワーキンググループによる見直し・検討がおこなわれ、外部からの意見聴取を経て、2014年7月1日に改正、施行されました。

ジェトロは、4年ごとに策定する中期計画においても、「業務の実施にあたっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響に対する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」（2011～2014年度第3期中期計画抜粋）と明記し、環境社会配慮の実施を確認しています。

今後もジェトロは、改正した環境社会配慮ガイドラインの基本理念に則り、またガイドラインに定められた具体的な責務と手続きに基づき、環境と社会に配慮した業務運営をおこないます。

2014 年 7 月

目 次

第Ⅰ部 基本的事項

1. 基本理念.....	1
2. 本ガイドラインの目的	2
3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲	2
4. 社会環境と人権への配慮	2
5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保	3
6. ガイドラインの改正について	3
7. 用語の定義.....	3

第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方.....	5
2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮.....	5
3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援.....	5

第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方.....	7
2. 調査の手続き及び方法	8

別紙1 貿易・投資促進事業において想定し得るリスクの判断に参考となる国際条約や協定等

別紙2 申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領

別紙3 調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン

第Ⅰ部 基本的事項

1. 基本理念

日本貿易振興機構（JETRO、以下「ジェットロ」）は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく 2003 年に設立された独立行政法人であり、貿易・投資の振興及び開発途上国調査研究を実施する機関である。

ジェットロは、その前身である日本貿易振興会及びアジア経済研究所が設立されてから既に半世紀を経ている。この間先進国から開発途上国へ経済成長の波が広がる一方で、世界人口の急増もあり環境問題等成長に伴う解決すべき課題も顕在化してきた。環境問題の分野では、先進諸国がその高度成長期に経験した産業型公害だけでなく、生活型・都市型の公害が、アジア等の多くの途上国で深刻化し、先進国と途上国双方にとっての共通課題になってきた。さらに、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、森林破壊等の地球規模の環境問題や、生態系破壊の問題等が顕著となり、持続可能な開発のための国際協力の重要性が普遍的に認識されている。

こうした状況は、人々に開発行為への環境社会配慮の必要性を認識させる契機となった。例えば、政府開発援助（ODA）に関しては、1985年にOECDの「開発援助プロジェクトおよびプログラムの環境アセスメントに関する閣僚理事会勧告」が出され、多国間援助機関や主要な二国間援助機関は環境社会配慮ガイドラインの策定と運用を行ってきた。最近では、環境面だけでなく、社会面への配慮が特に重視されるようになってきた。このような動きは、今日では輸出信用機関や民間金融機関等にも及び、国際金融公社（IFC）のパフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則として国際ルール化し、定着しつつある。

また、企業の行動が環境や社会に与える影響への懸念も高まり、OECDは多国籍企業ガイドライン、国連はグローバル・コンパクト、国内では日本経済団体連合会が企業行動憲章の改正等をそれぞれ行ってきた。企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）がISOに組み入れられることになり、企業による環境保護への積極的取り組みが多くの分野で見られることになった。

このような背景の中で、官民連携のもとに、我が国の貿易・投資及び経済協力の促進を通じて、持続可能な社会づくりに寄与することは、公的機関としてのジェットロの責務である。この責務を果たすため、ジェットロは、環境社会配慮の具体的内容と手続きを定めた「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン」を含む「環境社会配慮の実施に関する規程」を制定し、2008年1月から施行している。

ジェットロは、2011年4月から開始された第3期中期計画（2011年～2014年度）における「国民に対し提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」の中で「業務の実施にあたっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響に対する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記し、環境社会配慮の実施を確認している。

本ガイドラインは、ガイドライン第Ⅰ部6.の「本ガイドライン施行後5年以内の包括的な検討を行って、必要に応じて改正を行う」との規定に基づき、2012年度～2013年度にかけて開催した諮問委員会及び同委員会ワーキンググループによる検討が行われ、外部からの意見聴取を経て、改正されたものである。

2. 本ガイドラインの目的

このガイドラインは、ジェトロがその事業を通じて、持続可能な社会づくりに貢献するため、対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。このため、本ガイドライン第Ⅰ部は総論、第Ⅱ部はジェトロの貿易・投資促進事業、第Ⅲ部は案件形成調査事業の環境社会配慮について、それぞれ取りまとめるものとする。

3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲

環境社会配慮の範囲(スコープ)には、大気系、水系、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)、並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族等の社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、放射性物質が含まれる。

検討すべき、あるいは調査すべき環境社会影響としては、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性を伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

4. 社会環境と人権への配慮

環境社会配慮の実現にあたっては、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の状況による影響を受けることがある。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由等の基本的諸権利や法的救済を受ける権利が制限されている地域においてジェトロが事業を実施する際には、このような地域事情への特別な配慮が求められる。

ジェトロは、事業の実施にあたり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、子ども、先住民族、障がい者、マイノリティ等の社会的に弱い立場にある者の人権について特に配慮する。

5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保

ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「環境社会配慮諮問委員会(以下「諮問委員会」)」を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにホームページで公開し、会議は原則として公開とする。

ジェトロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から事業の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し等について、専門的立場からの助言を求める。諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ホームページで公開する。

ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックス等の文書で受け付ける。

ジェトロは、受け付けた意見を各担当部及び総務部環境社会配慮審査役(以下「環境社会配慮審査役」)に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会の専門的立場からの助言を求め、これを尊重する。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。

6. ガイドラインの改正について

本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後、5年以内に包括的な検討を行い、また必要に応じて改正を行う。改正にあたっては、我が国政府、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。

7. 用語の定義

- (1) 「環境社会配慮」とは、大気系、水系、土壌への影響、生態系及び生物相等自然への影響、非自発的移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。
- (2) 「貿易・投資促進事業」とは、1) 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援として行う輸出促進、海外進出・在外日系企業支援、海外ビジネス情報提供、2) 対日投資促進、及び3) アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等としての調査・研究、途上国のビジネス開発支援等や情報発信を含む事業をいう。なお、貿易・投資促進事業は、案件形成調査の委託事業を含むものとする。
- (3) 「案件形成調査」とは、一般的には次の段階に予定されるフィージビリティ調査等の対象となるプロジェクトを発掘するために行う調査である。「ジェトロ案件形成調査」とは、ジェトロが経済産業省等からの受託事業として行なう案件形成調査のことをいう。
- (4) 「フィージビリティ調査」とは、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査するもので、通常はプロジェクトが、社会的、技術的、経済的、財務的、さらには環境面から見て、実行可能であるか否かを客観的に証明しようとする調査のことをいう。

- (5) 「ステークホルダー」とは、本ガイドラインにおいては、ジェトロ事業に関係を有する、あるいはジェトロ事業により影響を受ける個人や団体、さらにはジェトロ事業に関し知見あるいは意見を有する個人や団体のことをいう。ただし、ジェトロ案件形成調査においては、同調査及び次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を踏まえ、プロジェクトが最終的に実施される場合の、想定されるプロジェクトの実施者、想定される実施サイトを管轄する地方自治体の関係者、プロジェクトによって影響を受けると想定される個人や団体(非正規居住者を含む)、及びプロジェクトに知見もしくは意見を有すると想定される個人や団体(現地で活動しているNGOを含む)のことをいう。
- (6) 「スクリーニング」とは、ジェトロ案件形成調査の個々の提案案件について、その事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮の必要性について判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、対象案件を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類にカテゴリ分類し、そして、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。
- (7) 本ガイドラインにおける「幅広い洗い出し」とは、ジェトロ案件形成調査の次の段階で行う社会影響を含めた環境アセスメントのスコーピングの準備として、当該案件が事業化される際に環境社会配慮が適切に実施されるため、事業実施調査時点において想定される幅広い環境及び社会影響評価項目の選定を行うことをいう。

第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

(1) 環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上

今日、世界の多くの企業は、経済、環境、社会という企業活動に係る3つの側面（いわゆる「トリプルボトムライン」）を総合的に捉え経営を行うことで、企業の社会的価値の向上、ひいては長期的な競争力の確保に結び付けるという見地から、新たな取り組みに着手している。その背景には、それぞれの国や社会のあり方を反映しつつも世界的に共通して企業の社会的責任（CSR）が強く問われるという、時代の要請がある。

公的部門に属しつつも、その事業の性格から民間企業と日常的な接触を持つジェトロの役割は、一方で自らが事業主体となる貿易・投資促進事業の環境社会影響に適切な配慮を行うことで組織としての社会的価値を高めることに加えて、民間企業による環境社会配慮、さらにはCSR活動を支援することで、持続可能な社会の実現に寄与することである。

(2) 情報公開とステークホルダーとのコミュニケーション

一般的に環境社会配慮の信頼性、あるいは企業のCSR活動の信頼性を支える最も重要な要素は、積極的な情報の公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーションである。ジェトロは、自らの事業に関する情報公開、ステークホルダーとの対話、コミュニケーションを積極的に進めると共に、その業務を通じ民間企業にも同様の取り組みを働きかけていく。

2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮

ジェトロは、その貿易・投資促進事業の多様な業務を実施する過程で、事業主体として、環境や社会に対し種々の影響を及ぼす可能性がある。ジェトロは、このような貿易・投資促進事業遂行上生じ得る環境社会影響を検討し、関連する各国の法令（慣習法や慣習的権利を含む）や国際規範（各種の国際的な条約や協定等）、さらには持続可能な社会に向け世界で取り組まれている各種の実践事例（グッドプラクティス）等を踏まえながら、その事業を企画、実施していく。

具体的には別紙1のとおり、貿易・投資促進事業をその性質により、「我が国中小企業等の輸出促進」、「我が国中小企業等の海外進出支援」、「対日投資の促進」、「開発途上国との貿易取引の拡大等」の4つに分類し、それぞれの事業が有する環境社会影響の可能性を把握・認識し、関連する各国の法令や国際規範に則り、また世界で取り組まれている実践事例を参考としつつ、事業に取り組んでいく。

3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援

(1) 環境社会配慮に関する情報の提供と助言

ジェトロは、環境社会配慮に係る情報、すなわち各国の法令、国際規範（各種の国際的な条約や協定等）、そして各種の実践事例等に関する情報を収集・蓄積し、この情報をその業務を通じて海

外とりわけ開発途上国の進出日系企業に提供し、我が国企業のCSR活動、環境社会配慮を支援する。また、この情報を活用し、開発途上国の現地企業・民間団体、公的機関のCSR活動、環境社会配慮の支援にも努める。

さらに、内外の企業から企業進出に関する相談を受けた場合には、税制や最低賃金等、進出先における経営面での制度情報の提供に留まらず、地域の企業市民として受け入れられるよう、環境社会配慮の視点からの助言も行う。

（２）日本企業の海外展開支援事業等と環境社会配慮

ジェトロは、中小企業を中心とする日本企業の海外展開を支援している。これには、輸出促進、海外進出・在外日系企業の支援等が含まれる。また、ジェトロはアジア等の経済連携の強化に向けての貢献として、調査・研究、途上国のビジネス開発支援、海外諸国への情報発信等を行っている（第三期中期計画）。これらの海外展開支援事業の実施において、ジェトロは、日本企業及び現地企業・政府にとって必要な環境社会配慮面の情報提供を一層強化する。

（３）実践事例の普及・啓発

CSR活動とは、法令遵守はもとより、事業に密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境保全・廃棄物対策・生態系保全等、労働環境改善、社会的弱者への配慮、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、さらにメセナ活動やフィランソロフィー等と多岐に及ぶものである。ジェトロは、その業務を通じ、企業が取り組み様々なCSR活動に協力し、支援していくが、海外とりわけ開発途上国における実践事例の普及・啓発に取り組んでいく。

第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

(1) 前 提

- 1) 第Ⅲ部において示される環境社会配慮は、経済産業省等から受託している案件形成調査（以下「ジェットロ調査」という）事業を対象とする（別紙2 及び別紙3 参照）。
- 2) ジェットロ調査段階における環境社会配慮調査は予備的ないしは補足的なものであり、その主な目的は、次の段階に進めるべきかを評価する1つの材料を提供すると共に、次の段階で行われる調査において必要とされる環境社会配慮調査項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。
- 3) ジェットロ調査における環境社会配慮ガイドラインの目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施及びジェットロによるその確認を適切に確保することである。

(2) 基本方針

ジェットロ調査は、円借款供与の可能性がある案件の発掘や、民活事業案件の発掘を主な目的としている。従って、その環境社会配慮についても、国際協力機構（JICA）/国際協力銀行（JBIC）等による我が国の国際協力活動における環境社会配慮との整合性を図る必要がある。なお、その際ジェットロ調査は、相手国政府の正式な要請を前提とはせず、民間企業等から提案されたアイデアを活用し、将来の案件を発掘していくという制度であることから、以下のように手続き及び調査における配慮事項について基本方針を定めるものとする。

1) 調査実施の方法

① スクリーニング

調査案件の対象事業を環境社会影響があり得ると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類に分類し、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。

② 進捗状況の確認

ジェットロは、調査案件の採択後、調査の質の向上を図るため、進捗状況の確認を行い、熟度の高さに応じた効果的な助言に努めるものとする。

③ 情報公開

ジェットロは、調査案件の採択後、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件毎に明示する。

ジェットロは、調査の質の向上にもつながるよう、和文・英文の最終報告書とその要約を原則として公開する。

④ フォローアップ

ジェットロは、過去に実施した調査案件の現状に関しフォローアップ調査を行う際には、環境社会面での影響についても、可能な限り把握に努めるものとする。

2) 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

ジェットロ調査は次の段階でフィージビリティ調査（計画段階の環境アセスメントを含む）等を想定している。従って、ジェットロ調査では、次の段階で行われる環境アセスメントのスコーピングの準備として幅広い洗い出しを行う。その際の環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲については、本ガイドライン第Ⅰ部基本的事項の3.「環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」及び4.「社会環境と人権への配慮」に掲げたものとする。

3) 調査における配慮事項

① 他の選択肢との比較検討

調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を検討するために、事業の効果・影響、考え得る他の選択肢との比較を行う。比較検討にあたっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮する。

② ステークホルダーからの情報収集等

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、事業予定地が明らかになっているあるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。

(3) ジェットロが担う環境社会配慮上の責務

- 1) ジェットロは、本ガイドラインを通じて、各調査に求められる環境社会配慮の内容を明らかにし、それを踏まえて調査案件採択のための審査の支援を行う。
- 2) ジェットロは、本ガイドラインに従って、各案件形成調査の進捗を監理し、必要に応じて追加調査や報告書の修正を調査実施者に求める。
- 3) ジェットロは、各調査実施中、ステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を調査実施者と共有した上で、必要に応じて適切に対応する。
- 4) ジェットロは、各案件形成調査の終了後、その結果を諮問委員会に報告し、次年度以降のジェットロ調査事業に関して専門的な立場から助言を求める。
- 5) ジェットロは、その他必要に応じて、適宜、諮問委員会の助言を求めるものとする。

2. 調査手続きの方法

(1) 調査実施前の段階

- 1) 調査の提案者は、「申請書（個別案件票）における環境社会配慮に関する項目についての記述要領」の作成にあたり、本ガイドライン別紙2を参照する。
- 2) ジェットロは、所定のスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か判断する。必要に応じ、海外事務所から情報収集を行う。

- 3) 担当部は、上記検討結果を環境社会配慮審査役に提出し、同審査役による助言を受ける。
- 4) ジェトロは、採択案件の公表に際し、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件毎に明示する。
- 5) ジェトロは、採択案件の提案者に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目も含む調査の実施計画書に対する助言を行う。
- 6) ジェトロは、提出された実施計画書が当該案件に適切な環境社会配慮調査項目を含んだものであることを、本ガイドライン別紙3「調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認する。
- 7) 環境社会配慮審査役は、担当部に対し、実施計画書が適切な環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

(2) 調査の実施段階

- 1) 環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず①相手国の環境社会配慮に関連する諸制度の内容の確認、②この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境、等に関する情報の収集であり、本ガイドライン別紙3に基づき個別案件毎に行う。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを行う。
- 2) 上記調査項目の洗い出しにあたっては、一般に公表されている「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4 スクリーニング様式」(JICA) 及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(JBIC) の「第2部4. スクリーニングに必要な情報」を参考とする。
- 3) 調査の実施者は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者を派遣し、現地調査を行うものとする。
- 4) 調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を検討するために、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲で行い、その結果を報告書に記述する。
- 5) 調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、事業予定地が明らかになっている、あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。
- 6) 調査の実施者は、調査の文献及び基礎データについては、出典及び入手経路を記述する。
- 7) 担当部は、中間報告時等において、本ガイドライン別紙3に基づき、調査が当該案件に適切な環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- 8) 環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。

(3) 調査報告書の精査段階

- 1) 担当部は、提出された報告書の精査段階において、本ガイドライン別紙3に基づき、調査が当該案件に適切な環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- 2) 環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。

(4) 調査報告書の公開

- 1) 和文・英文の報告書の公開は、ジェトロビジネスライブラリーへの配架によって行うものとする。
- 2) 原則として、同報告書の要約をジェトロホームページに掲載する。

〈貿易・投資促進事業において想定し得るリスクの判断に参考となる国際条約や協定等〉

我が国中小企業等の輸出促進	我が国中小企業等の海外進出支援	対日投資の促進	開発途上国との貿易取引の拡大等	想定されるリスク	国際条約や協定等
○			○	①有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン
○			○	②有害廃棄物の輸出入	ロッテルダム条約、ストックホルム条約、IPCバスターマンズ基準、EU-RoHS指令、EU-REACH規則
○			○	③製品使用後の有害廃棄物発生	バーゼル条約
	○		○	④事業所・工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出	IPCバスターマンズ基準、EU-WEEE指令
	○		○	⑤危険・有害物質の使用	ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、京都議定書、ロンドン条約
	○		○	⑥強制労働・児童労働の禁止、労働組合・団体交渉権、最低賃金等の現地法及び国際基準によって認められた労働者の権利に対する侵害	国連グローバルコンパクト、ILO条約、OECD多国籍企業ガイドライン
	○		○	⑦雇用における差別	多国籍企業及び社会政策に関する原則の三権宣言(ILO)
	○		○	⑧危険かつ非衛生的な職場での雇用	
	○		○	⑨事業所・工場建設にあたっての環境社会影響評価の実施	
	○		○	⑩用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生	国連グローバルコンパクト
	○		○	⑪地域住民との自然資源利用の競合	
	○		○	⑫災害や事故・緊急時の対応の不徹底	
			○	⑬森林違法伐採、動植物の生育環境破壊、希少動植物の商業利用、外来種の偶発的な移入	生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約
	○			⑭汚職、腐敗、賄賂、不透明な金品の授受等	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、OECD外国公務員贈収止条約
	○	○		⑮パイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論があるような技術、製品の流入	カルタヘナ議定書
	○		○	⑯市民に対する環境情報の非開示、意思決定過程への不参加等	オースプ条約

(別紙1)

申請書（個別案件票）における環境社会配慮に関する項目についての記述要領

調査の提案者は、申請書（個別案件票）の提出にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。なお、プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件の応募は受け付けないので、留意すること。

I. 新興国での新中間層獲得による日本再生事業（アクションプラン実現に向けた個別のインフラ整備等のための事業実施可能性調査）

1. プロジェクト及び調査概要

(1) プロジェクト提案に至る背景・問題

本項目には、プロジェクトの提案に至った背景、調査対象国が抱える問題等について、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討などを可能な範囲内で記述すること。

(2) 調査概要・調査項目

本項目には、プロジェクトの実現のために必要な調査及び今回の調査におけるスコープ等につき、簡潔に記述すること。

(3) 既存調査の有無

本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること（財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等）。

2. 環境社会に関する側面の検討

(1) 環境社会影響の可能性

本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニングフォーム」並びに「チェックリスト一覧」を参考にすること（それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可）。

(2) 環境改善効果

本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合には、その内容・理由等について記述すること（企画競争募集要領の別添5「環境改善効果に関する対象分野表」を参照）。

II. エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業（円借款・民活インフラ案件形成等調査）

1. プロジェクト及び調査概要

（１）プロジェクト提案に至る背景・問題

本項目には、プロジェクトの提案に至った背景、調査対象国が抱える問題等について、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討などを可能な範囲内で記述すること。

（２）調査概要・調査項目

本項目には、プロジェクトの実現のために必要な調査及び今回の調査におけるスコープ等につき、簡潔に記述すること。

（３）既存調査の有無

本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること（財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等）。

2. 環境社会に関する側面の検討

（１）環境社会影響の可能性

本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙４スクリーニング様式」及び「JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニングフォーム」並びに「チェックリスト一覧」を参考にすること（それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可）。

（２）環境改善効果

本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合には、その内容・理由等について記述すること（企画競争募集要領の別添５「環境改善効果に関する対象分野表」を参照）。

調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領

調査の実施者は、調査報告書の作成にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。

I. 新興国での新中間層獲得による日本再生事業(アクションプラン実現に向けた個別のインフラ整備等のための事業実施可能性調査)

1. プロジェクトの背景・必要性等

本項目には、プロジェクトの必要性・優位性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

2. 環境社会的側面の検討

(1) プロジェクトの実施に伴う環境改善効果

本項目には、汚染物質や温室効果ガスの排出削減効果等の環境改善効果が認められる場合における定量的効果・影響の分析(分析手法を明記)について記述すること。なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(2) プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響

本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニングフォーム」並びに「チェックリスト一覧」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述する。特に、事業予定地が明らかになっているあるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。

なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(3) 相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置

本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。また、プロジェクトの実施に必要となる相手国のEIA（環境アセスメント）等の内容についても記述すること。本調査の次の段階でEIAを行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。

(4) プロジェクトの実現のために当該国（実施機関その他関連機関）が成すべき事柄

本項目には、本プロジェクトの実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を記述すること。

II. エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業（円借款・民活インフラ案件形成等調査）

1. プロジェクトの背景・必要性等

本項目には、プロジェクトの必要性・優位性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

2. 環境社会的側面の検討

(1) プロジェクトの実施に伴う環境改善効果

本項目には、汚染物質や温室効果ガスの排出削減効果等の環境改善効果が認められる場合における定量的効果・影響の分析（分析手法を明記）について記述すること。なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(2) プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響

本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニングフォーム」並びに「チェックリスト一覧」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述する。特に、事業予定地が明らかになっているあるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。

なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(3) 相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置

本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。また、プロジェクトの実施に必要な相手国のEIA（環境アセスメント）等の内容についても記述すること。本調査の次の段階でEIAを行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。

(4) プロジェクトの実現のために当該国（実施機関その他関連機関）が成すべき事柄

本項目には、本プロジェクトの実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を記述すること。